

協定書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2014年度（平成26年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 雇用と就労の安定、港湾運送と港湾労働の秩序維持について

- (1) 港運事業者の業域並びに港湾労働者の職域に係る問題は、労使共通の重要課題であり、それぞれ確保・拡大に努力する。
また、港湾運送事業と密接不可分な事業の規制緩和等に伴い、港湾労働の安定化を著しく阻害する効率化については、反対する。
- (2) 適正料金の收受並びに下払い料金の適正な支払いについて、引き続き元請事業者に対し指導を行う。
なお、料金研究WGの課題であるモデル原価計算の成案は6月末を目途にまとめ、この取扱いの方向付けに基づき対内・対外に反映できるよう努力する。
- (3) 港湾福利分担金の1円（事業者負担分）は復活することとし、その実施時期は事務手続き完了次第速やかに行う。
- (4) 三島川之江港の指定港化については、国土交通省及び当該地区関係者に対し、2014年度中に実現するよう働きかける。
- (5) 関連専業の労働環境の整備等については、改善に向け、日港協整備部会と関係労働組合との協議を促進する。

2. 港湾労働諸条件に係る産別協定の改定について

- (1) あるべき賃金及び基準賃金については、それぞれ設定経緯及びその後の協議経過を踏まえ、労使共通認識に立った上で、これらの水準を含め、「賃金・労働時間問題専門委員会」で協議する。
- (2) 産別最低賃金については、160,000円（日額6,960円）とする。
なお、この賃金の適用地域（港）及び適用対象労働者等は、現行通りとする。
- (3) 週休二日制について、6大港の船内・船側沿岸以外の港湾労働者及びその他の港湾労働者は、4週6休以上とする。
なお、2020年度までに全港・全職種週休二日制が実現出来るよう指導する。
- (4) 時間外算定基礎分母について、6大港の船内・船側沿岸労働者は150時間とする。
ただし、その他の港湾労働者も同様となるよう1年につき1時間減を目途に2025年度までに実現出来るよう指導する。

(5) 港湾労働者の定年については、高齢者雇用安定法に基づき理解すると共に、会員各社に対し遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応できる定年制を検討するよう指導する。

(6) 標準賃金については、検数・検定小委員会で改善に向け具体的に協議する。

3. 安全対策について

港湾労働の安全対策については万全を期すこととし、当面次の事項について中央安全専門委員会で協議する。

- ①放射線量検査及び当該港湾作業に従事した港湾労働者の健康診断
- ②危険物・有害物の取扱いに関する安全対策
- ③強風・突風時のガントリークレーンの逸走等に対する安全対策

4. 継続課題等の取扱いについて

(1) 地区協議体制の確立問題について

- ①北海道・東北・日本海地区については、比較的当事労使が明らかな実態を踏まえて、協議体制について当該地区で協議する。
- ②その他の地区については、組織実態から地区単位は困難であるが、当面、港単位での協議体制等について当該港労使で協議する。
- ③上記2点の協議状況について労使政策委員会が必要に応じ関与し、適切なアドバイスを行う。

(2) 港湾労働法の全港・全職種適用問題については、引き続き港労法問題検討委員会において協議する。

(3) 労使政策委員会協議事項

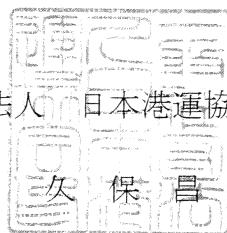
- ①時間外労働割増率について
- ②港湾労働者年金制度の運営について

2014年（平成26年）4月9日

以上

一般社団法人 日本港運協会

会長

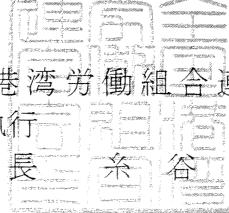


全国港湾労働組合連合会

中央執行委員会

委員長

糸谷 鈎一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟

会長

